

## 名古屋都市計画特別用途地区の決定（日進市決定）

都市計画特別用途地区を次のように決定する。

種 別	面 積	備 考
研究開発地区	約 32 ha	<p>日進市研究開発地区建築条例</p> <p>以下の建築物の建築を制限する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅（研究所、試験所、研究支援施設、開発・試作型工場その他これらに類する研究開発の用に供する建築物又は研究開発を推進し、その成果の普及等を図るための研修施設、交流施設その他これらに類する用途に供する建築物（以下「研究開発施設」と総称する。）に附属するものを除く。）</li> <li>2 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（研究開発施設に附属するものを除く。）</li> <li>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿（研究開発施設に附属するものを除く。）</li> <li>4 ボーリング場、スケート場、スキ一場、ゴルフ練習場、バッティング練習場</li> <li>5 自動車教習所</li> <li>6 畜舎で床面積の合計が15平方メートルを超えるもの（研究開発施設に該当するものを除く。）</li> <li>7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>8 カラオケボックスその他これに類するもの</li> <li>9 倉庫業を営む倉庫</li> <li>10 工場（研究開発施設に該当するものを除く。）</li> <li>11 自動車修理工場（研究開発施設に該当するものを除く。）</li> <li>12 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（研究開発施設に附属するものを除く。）</li> </ol>

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 理 由

研究開発施設やそれに類する建築物及び公共施設以外の建築物を制限することにより、研究開発環境の維持保全を図るために、特別用途地区を定めるものである。